

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:厚生労働省)

【事務・事業名】 ボイラー・圧力容器の検査・検定	
1. 根拠法令	労働安全衛生法（法律第57号）第41条第2項、第44条第1項、第53条の3、第54条
2. 実施主体	登録性能検査機関等
3. 従事者数	役職員数:約420名、検査検定要員数:約260名 特に、(社)日本ボイラ協会の職員数及び検査要員数についてご教示ください。
4. 予算額	
5. 事務・事業の内容	ボイラー、第一種圧力容器等、重大な災害を発生させるおそれのある特に危険な機械については、当該機械の安全性を確認するため、検査を受けることを義務づけている。 また、それ以外の機械等のうち、小型ボイラー等個別に安全性を確認すべきものについては個別検定を受けることを義務づけている。
6. 民間開放の状況	平成16年3月31日に改正労働安全衛生法が施行され、ボイラー等の検査検定については、指定機関制度から登録機関制度に移行したことに伴い、性能検査を行う登録機関として(社)日本ボイラ協会等の公益法人だけでなく、(株)損害保険ジャパン、(株)損害保険ジャパン・リスクマネジメント及びHSBジャパン(株)の営利法人も登録を受けており、既に民間開放されている。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	ボイラー及び圧力容器は、膨大なエネルギーを有し、構造部分の破裂、爆発等が直ちに労働者等の生命を奪い、その影響が作業場以外に及ぶ危険性が高いものである。検査検定制度を廃止した場合、構造上の要件を具備しないまま不適正な設置が行われ、構造部分の破裂、爆発等により、死亡災害や大規模な災害を招くおそれが高い。 昨年8月9日に関西電力(株)美浜発電所3号機の運転中、高温・高圧の水の配管が経年損傷により破裂し、高温の蒸気により付近で定期検査準備作業に従事していた11名の労働者が被災したが、ボイラー及び圧力容器にも同様の危険がある。
8. 更なる民間開放についての見解	平成16年3月31日に改正労働安全衛生法が施行され、ボイラー等の検査検定については、指定機関制度から登録機関制度に移行したことで、可能な限りの民間開放は実施したと考えている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:厚生労働省)

【事務・事業名】 ボイラー・圧力容器の検査・検定

## 9. 個別の質問項目

(質問)ボイラー等の設置基数、検査検定実績及び事故件数について(過去3年分)

### 別紙参照

(質問)指定制度から登録制度に移行後の検査検定料金額の変化の有無について

平成16年3月31日に改正労働安全衛生法が施行され、ボイラー等の検査検定機関を指定する制度から登録する制度に移行された後、各検査検定機関で基本検査検定料金や大口契約の場合の検査検定料金の値下げが行われている。

(質問)指定制度から登録制度に移行後のボイラー等の検査検定機関の新規参入の有無について

平成16年度中に2機関が新規に登録された。  
・(株)損保ジャパン・リスクマネジメント (新規登録:H16.8.6)  
・HSBジャパン(株) (新規登録:H17.2.17)

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。